

東京都「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」企業認定制度要綱

(目的)

第1条 日本が本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、今後の経済活性化を図るためには、外国企業の誘致による海外からの資金、優れた人材・技術等の経営資源の導入が不可欠である。

この要綱は、海外の資産運用業及びフィンテック企業が東京に進出する際に都の事業を利用した場合において、それらの企業を「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」を活用する企業として東京都が認定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」とは、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第26条に規定する特定事業をいう。

2 この要綱において、「高度外国人材」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令に規定する、高度専門職の在留資格を持つ外国人をいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象となる者は、以下のいずれかの事業を利用した企業とする。

- (1) 東京都が実施する金融系外国企業発掘・誘致事業において、同事業による支援のもと、投資計画書（都内進出の意思決定文書）を東京都に提出した企業
- (2) 東京都が実施するアクセラレータプログラム（フィンテック分野）に選定された企業
- (3) 東京都が実施する金融系外国企業拠点設立補助金を利用した企業

(認定の申請)

第4条 前条の認定を受けようとする企業は、認定申請書（第1号様式）を東京都知事に提出しなければならない。

(認定)

第5条 東京都知事は、申請の内容が、第3条に適合していると認めるときは、認定企業証明書（第2号様式）を交付する。ただし、申請書等の内容が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合には、この限りではない。

2 認定の有効期間は、第3条の各号に掲げる事業における事業実施期間とする。

(変更の届出)

第6条 前条第1項による認定企業証明書の交付を受けた企業(以下、「認定企業」という。)は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに事項変更届出書(第3号様式)を東京都知事へ提出しなければならない。

- (1) 企業の名称
- (2) 代表者
- (3) 本社又は事務所の所在地
- (4) 電話番号等の連絡先
- (5) その他知事が届出が必要であると認める事項

(認定の取消)

第7条 東京都知事は、認定企業が法令に違反したとき及びその他、認定企業として適当でなくなったと認められるときは、認定を取り消すことができる。

2 東京都知事は、前項の規定により認定の取消を行うときは、認定企業に対し、認定取消通知書(第4号)により通知する。

3 認定の取消を受けた場合、当該企業は速やかに認定企業証明書を東京都知事に返納しなければならない。

(報告)

第8条 東京都知事は、必要があると認めるときは、認定企業に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

(事務)

第9条 この要綱に関する事務は、東京都政策企画局戦略事業部戦略事業課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は東京都知事が別に定める。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。